新

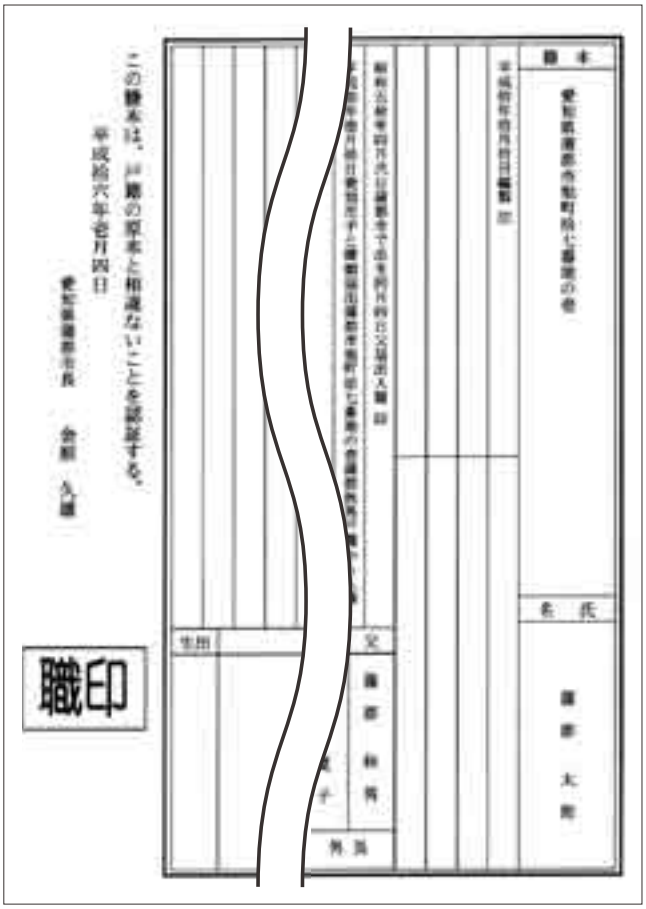

旧

戸籍事務電算化に伴う氏名の文字確認

戸籍の「氏」または「名」の文字は、「正字等」で記載します。戸籍の文字は、常用漢字、人名漢字およびその他国民一般に通用する文字で記載することになっています。

皆さまの戸籍をコンピュータに登録するにあたり、氏名が誤字などで記載されている文字については戸籍の表記上、使用できる正字等で記録することになります。

この文字に該当される方には、文書でお知らせしますので、ご協力をお願いします。

この取り扱いは、戸籍の表記上の取り扱いであって、これによって氏または名の変更がされるものではありませんので、印鑑登録証などの変更は不要です。

戸籍の電算化に伴う表記上の変更例

〈使用できない文字〉		〈使用できる正字等〉
伊	→	伊
裕	→	裕
真	→	眞
藤	→	藤
原	→	原
邊	→	邊
嶋	→	嶋
静	→	静（靜）

ご迷惑をお掛けします

戸籍の電算化切替作業に伴い、次の業務の取り扱いができません。ご理解とご協力をお願いします。

3月25日(土)・26日(日)

休日窓口センターでの証明書の発行ができません。この両日、切換作業を行うため、休日窓口センターで戸籍謄抄本、住民票、印鑑登録証明、税務証明書など、すべての証明発行および税などの納付ができません。

なお、出生、婚姻、死亡等の届出は受け付けます。

3月27日(月)

住民基本台帳カードおよび電子証明書の発行、広域交付の住民票の交付ができません。

市民課 ☎66◆1112